

REPORT

USPTO 商標手数料の引き上げ

2024年12月3日

米国特許商標庁(USPTO)は、2025年1月18日土曜日から特定の商標手数料を調整する最終規則を発行しました。新規手数料表では、使用陳述書(Statements of Use)、使用主張の補正(Amendments to Allege Use)、第8条および第71条に基づく宣言書(Section 8 and 71 Declarations)の手数料が引き上げとなります。注目すべきことに、新規手数料体系においてTEAS Plusプログラムが廃止となります。また、新規手数料表では、新規出願の提出要件を満たさなかった場合の追加手数料や商品および役務(サービス)の識別に関連する手数料など、新規出願の提出に関連する新規手数料が導入されています。

次のセクションでは、新規商標出願の提出に導入される手数料に関する詳細と、新規手数料の引き上げに関するその他の重要なポイントについての説明があります。添付の表では、現行手数料と1月18日からの新規手数料が示されています。この表では、頻繁に利用されており、今回引き上げとなる手数料が反映されています。現行および新規手数料の完全なリストは、USPTOのウェブサイトをご覧ください。 [ここをクリック](#)

I. 新規商標出願の提出手数料

A. TEAS PlusおよびTEAS Standardのオプション廃止

USPTOは、TEAS PlusとTEAS Standardの両方の出願提出オプションと、TEAS Plus出願の要件を満たさない場合の処理手数料を廃止する単一の電子出願提出オプションを導入します。USPTOは、この変更により、より完全かつタイムリーな出願提出を奨励し、審査手続きを改善することを目指しています。

B. 新規出願の提出手数料

USPTOは、新たに1クラスあたりの電子出願提出手数料を350ドルとし、紙面出願提出手数料を1クラスあたり850ドルに引き上げます。

第66条(a)に基づいてマドリッド協定議定書(Madrid Protocol)により提出された出願には、新たな追加手数料は適用されません。その代わりに、世界知的所有権機関(WIPO)にスイスフランで納付する、マドリッド出願に対する現行の一律出願手数料(事後指定を含む)は、1クラス当たり500ドルから600ドルに引き上げとなります。WIPOに納付される更新手数料は300ドルから350ドルに引き上げとなります。WIPO手数料の引き上げは2025年2月18日から実施となります。

2024年12月3日

マドリッド協定議定書に基づく保護延長登録の所有者に適用される第71条の宣言書に基づく手数料は、225ドルから325ドルに引き上げとなります。

C. 商標出願の追加提出手数料

1. 提出要件

USPTOは、提出要件を満たさない場合、基本出願提出手数料に100ドルの追加手数料を課す予定です。これらの要件には次の項目が含まれます:

- 出願人の氏名および居住地;
- 出願人の法人組織;
- 各個々の出願人の国籍、もしくは各法人出願人の設立もしくは組織が設立された州もしくは国;
- 出願人が国内パートナーシップの場合は、ゼネラルパートナーの氏名と国籍、もしくは出願人が国内合弁事業の場合は、合弁事業の運営メンバーの氏名と国籍;
- § 2.34のすべての要件を満たす1つ以上の出願提出理由。複数の理由が記載されている場合、出願人は主張理由ごとに§ 2.34の要件に従う必要がある;
- 出願に複数のクラスの商品および/もしくは役務が含まれる場合、§ 2.86に従う必要がある;
- § 2.6(a)(1)(ii)もしくは(iii)で要求される、商品および/もしくは役務の各クラスに対する出願提出手数料;
- § 2.33の要件を満たし、§ 2.193(e)(1)に従い所有者の代理として署名する適切な権限を有する人物が署名した日付入りの証明書付き陳述書;
- 出願人が標準文字を主張しない場合、出願人はマークのデジタル画像を添付

する必要がある。マークに色が含まれている場合、図面ではマークをカラーで表示する必要がある;

- マークが標準文字で記載されている場合、商標庁の標準文字セットに含まれる文字のみからなるマークであって、出願の適切な欄にタイプされたもの;
- マークに色が含まれている場合、色の名前とその色がマーク上のどこに現れるかを説明する陳述、およびその色がマークの特徴であるという主張;
- マークが標準文字以外で記載されている場合は、マークの説明;
- マークに英語以外の文言が含まれている場合は、その文言の英訳;
- マークに非ラテン文字が含まれている場合、それらの文字の音訳/字訳 (transliteration);
- マークに個人の氏名もしくは肖像が含まれている場合、(1) マークにその氏名もしくは肖像が含まれている生存する個人を特定する陳述書およびその個人の書面による同意、もしくは(2) 氏名もしくは肖像が生存している個人を特定しない旨の陳述書のいずれかを提出する(商標法の第2(c)条を参照のこと);
- 出願人が同じマークの1つ以上の登録を所有しており、同じマークの過去の登録の商標庁記録に最後に記載されている所有者が出願に記載されている所有者と異なる場合、§ 2.36に従い、登録番号によって特定される登録の所有権の主張書;
- 出願が同時使用出願の場合、§ 2.42に従う必要がある;
- 居住地が米国もしくはその領土内にない出願人は、§ 2.11(a)に従って、出願

2024年12月3日

人の代理人として弁護士を指定し、弁護士の氏名、郵便宛先、電子メールアドレス、弁護士情報を含める必要がある; および

- 正しく分類された商品および/もしくは役務であり、電子書式内に商標庁の「商品および役務の承認識別マニュアル(Acceptable Identification of Goods and Services Manual)」に記載されている商品および/もしくは役務の識別が記載されている。

上記の情報のいずれかが出願提出の際に含まれていない場合、USPTOから100ドルの追加手数料が徴収されます。

2. 識別自由形式のテキストボックス

USPTOは、自由形式のテキストボックスに商品や役務の説明を入力することを選択した出願人に対して、1クラスあたり200ドルの手数を新たに設定しています。この追加手数料を回避するため、出願人は電子出願において「商標IDマニュアル(Trademark ID manual)」を使用することができます。このマニュアルには、USPTOによって許可可能であるとみなされる既存の識別情報が含まれています。

3. 1,000文字ごとの手数料

USPTOは、句読点やスペースを含む自由形式のテキストボックスの最初の1,000文字を超える商品および/もしくは役務の識別において、1,000文字のグループごとに200ドルの手数を新たに設定しています。USPTOの調査によりますと、直接提出された出願のうち1,000文字を超えるものは5%未満です。

II. 使用主張の補正と使用陳述書の手数料

USPTOは、使用主張の補正(Amendments to Allege Use)と使用陳述書(Statements of Use)の手数を、電子出願提出の場合は1クラスあたり150ドル、紙面出願提出の場合は1クラスあたり250ドルに引き上げます。

III. 登録後の維持費

USPTOは、電子提出の場合、第9条に基づく登録更新手数料を300ドルから325ドルに、第8条に基づく宣言書手数料を225ドルから325ドルに、第15条に基づく宣言書手数料を250ドルに、第71条に基づく宣言書提出手数料を225ドルから325ドルに引き上げます。第9条に基づく登録更新紙面提出の手数は1クラスにつき500ドルから525ドルに、第8条に基づく宣言書紙面提出の手数は1クラスにつき325ドルから425ドルに、第15条に基づく宣言書紙面提出の手数は1クラスにつき300ドルから350ドルに、第71条に基づく宣言書紙面提出の手数は325ドルから425ドルにそれぞれ引き上げられます。

IV. 情報提供の手数料

USPTOは、情報提供(letter of protest)の提出手数料を50ドルから150ドルに引き上げます。USPTOによるとこの引き上げの理由は、情報提供の多くが§2.149に従って提出されておらず、提出されたすべての情報提供のうち、主張理由に基づいて審査官により拒絶が出されたのはわずか27%であり、情報提供に関連するUSPTOの費用はかなりの金額となるからです。

2024年12月3日

V. その他の嘆願書手数料

また、USPTOは、特許商標庁長官への嘆願書(Petition)手数料を250ドルから400ドルに、電子提出の場合の出願を回復させるための嘆願書(Petition to revive an application)手数料を150ドルから250ドルに引き上げます。特許商標庁長官への嘆願書を紙面で提出する手数料は350ドルから500ドルに引き上げとなり、出願を回復させるための嘆願書を紙面で提出する手数料は250ドルから350ドルに引き上げとなります。

* * * * *

Oliff PLCは、米国バージニア州アレキサンドリア市を拠点とする知的財産法律事務所です。当事務所は、特許、著作権、商標、独占禁止法、訴訟を専門としており、世界で幅広く活躍する大企業から小規模の個人経営会社、大学、個人事業家を含む、多数の幅広い国内外のクライアントの代理人を務めています。

このスペシャルレポートは、今日重要性の高い法的論点に関する情報を提供することを意図とするものであり、法的アドバイスを提供するものでもなければ、Oliff PLCの法的見解を構成するものでもありません。このスペシャルレポートの読者が、この中に含まれる情報に基づいて行動を起こす場合には、専門弁護士にご相談ください。

詳しくは、電話(703) 836-6400、ファックス(703) 836-2787、email@oliff.com、又は11 Canal Center Plaza Suite 200, Alexandria, Virginia 22314, USAまでお問い合わせください。当事務所に関する情報は、ウェブサイトwww.oliff.comにおいてもご覧いただけます。

VI. 提案

少なくとも、同封の改定手数料表に基づいて短期計画を立てることをお勧め致します。

差し迫った手数料の引き上げと、これらの新規手数料の予算編成に関する潜在的な不確実性を考慮して、出願人は、2025年1月18日の有効日より前に新規出願を提出するかどうかを検討することを希望されるかもしれません。

商標IDマニュアルが適切な記述を含むように更新されない可能性があるため、特に新しい技術分野もしくは新興技術分野の出願人にとっては、新しい識別自由形式のテキストボックスの手数料の結果、商標出願提出および審査手続きの費用が増加する可能性が大了。商標IDマニュアルに適切な説明が含まれている場合でも、出願人は、より長くカスタマイズされた説明の使用について追加手数料を納付することで得られる可能性のあるより広範な保護の代わりに、事前に承認された識別を選択するメリットを比較検討する必要があります。